



「個人情報保護法」を考える —医療機関は取扱事業者、保護と開示に縛り—

副会長 赤倉昌巳

1. はじめに

民間事業者や行政機関に個人情報の適切な取扱いを義務づける個人情報保護法案は、昨年の臨時国会で審議未了のまま廃案になった。しかし、本年4月25日この法案を一部修正し、個人情報保護関連5法案として、今国会に再提出された。

同法案は、直ちに衆院・個人情報保護特別委員会で審議され、与党3党の賛成多数で原案通り可決、さらに5月6日には本会議を通過して参議院に送付された。13日には参院個人情報保護特別委員会で実質審議入りし21日には、与党3党の賛成多数で可決した後、23日には参院本会議で可決、成立した。同法施行後の医療における係りを注視していく必要がある。

2. 医療機関や支払基金・国保も対象に

衆院特別委員会では、最終段階において、医療、情報通信分野などの個別法を早急に検討すること、第三者機関の議論も踏まえて全面施行後3年を目処に見直すことなど、11項目の付帯決議をつけており、診療記録等の開示や保護に対する法制化については、予断を許さない状況にある。

参院・個人情報の保護に関する特別委員会において厚生労働省の阿曾沼慎司審議官は、次のように答弁している。

個人情報保護関連5法案で規定される個人情報取扱事業者に該当する民間医療機関については、1医療機関当たりのカルテ保有件数が5,000件を越える施設が該当、医療法における保存義務期間が5年間分のカルテの保有件数から推計すると、病院で3万件、医科診療所で6,000件、歯科診療

所では4,800件となるため、新規医療機関を除くほとんどの医療機関が個人情報取扱事業者になる見通しを明らかにした。

さらに、阿曾沼審議官は、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会などの審査・支払機関についても個人情報取扱事業者に当てはまる、と述べている。ただし、国や地方公共団体は、個人情報取扱業者から除外される模様で、従って公的病院は地方における保護条例で対応することになる。

3. 開示にも義務化

同法案の適用される個人情報としては、診療録、看護記録、手術記録、検査記録などが、これに該当し、また、これらについて患者本人から開示請求された場合、医療機関は開示すべき義務も生じることになる。

去る3月25日、「診療情報に関する情報提供等の在り方に関する検討会」(大道久座長)では、診療記録の開示は法制化せずに、ガイドラインによって開示を促す方針を確認したところである。ところが、個人情報保護法案には、個人情報取扱事業者に対して、本人から情報の開示を求められた際には、開示を行う義務を課している。医療機関は取扱事業者に含まれるために、診療記録等の開示も対象に該当することになる。従って、開示独自の法制化が行われなくても、個人情報保護法のみによっても、開示の義務化が生じることになる。

4. 開示の法制化は屋上屋

最近、一部の有志国会議員などは、「遺族の開示は保障されない」、「カルテの改ざんなどを防ぐことに機能しない」などの理由でカルテ開示の法制

化を求め、厚労相に要望書を提出している。

また、開示の対象となる診療記録等の範囲は、患者の診療の過程における病状経過はもとより、身体状況、検査、画像や治療等について作成された書類の一切ということになる。ただし、本人・第三者の生命、身体、財産、その他の権利を害するおそれがある場合、事業者の業務に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、他の法令に違反することになる場合などについては、開示すべきか、否かは医療機関の判断に委ねることとなっている。

医療従事者は、一部を除いて医療法、医師法や健康保険法などの関係諸法によって守秘義務を課せられており、その点においては、このたび公務員法の規定に基づいて除外された公務員と同等であると考えられる。さらに、医師会は「医の倫理綱領」や「診療情報の提供に関する指針」などを定め、患者情報の保護や開示に対しては自主的に取組んでいる。また、約3年前より総合相談窓口を設置し、患者の情報開示を始めとする苦情処理の解決に向けても取組んでいるところである。

ゆえに、情報の利活用によって経済的利益を追求することを目的とした他の個人情報取扱事業者等と同じレベルで医療分野における個人情報保護

を取扱うことは適切ではなく、医療の公共性、特殊性や専門性を勘案して医療関係者の自主的な取組みに委ねるべきであると考えられる。

5. おわりに

最近、情報機器の発達や情報技術の発展、さらには情報手段の多様化は目覚ましいものがある。IT化の波は医療分野にも確実に押し寄せており、診療情報等の電子化傾向は着実に進んでいる。ところが、カルテなど医療情報の電子化があまりにも急激な発展を遂げているために、患者の個人情報の保護や改ざん防止などの安全性の確保が遅れていることも確かである。医療情報の安全性を確保するためには、管理体制と認証システムの確立が早期に望まれるところである。

このような状況のもとで、個人情報の保護と開示のみを法制化し、医療関係者に押しつけることは、まったく片手落ちと言わざるを得ない。

確かに、最近の医療行為や医療従事者そのものに対しての不安感、不信感も増加していることも事実であり、そのことを真摯に受け止めるとともに、自ら襟を正して、医療に対する信頼を獲得するための努力が必要である。

お知らせ

日医認定産業医制度研修会のご案内

産業保健の業務に携わる皆様方を対象として標記研修会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日時 平成15年7月12日(土)
13:00~16:00
2. 場所 札幌市医師会館(大ホール)
札幌市中央区大通西19丁目
3. 研修内容
「過重労働対策における産業医の役割」
講師 原 潤 泉 産業保健相談員
(医師、労働衛生コンサルタント)
講師 矢野 雅敏
(北海道労働局労働基準部 労働衛生課長)

4. 単位数 基礎研修後期3単位または生涯研修専門3単位
5. 定員 120名(先着順、定員になり次第締切ります。)
6. 受講料 無料
7. 申込方法
下記あて申込書を請求の上、お申込下さい。
8. 申込先・問合せ
北海道産業保健推進センター
〒060-0807
札幌市北区北7条西1丁目
NSS・ニューステージ札幌11階
TEL 011-726-7701
FAX 011-726-7702